

実施は義務です！



労働安全衛生法に基づく歯科健康診断

(歯科特殊健康診断)



労働安全衛生法第 66 条第 3 項

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

※健康診断は有害業務に従事する労働者が1人でも実施の報告義務があります。

(令和4年10月1日より改正)

※歯科特殊健康診断に関するお問い合わせは都道府県労働局または労働基準監督署へ

歯科特殊健康診断実施に関するご相談は、
兵庫県歯科医師会ホームページからご確認ください。

兵庫県歯科医師会ホームページは右記 QR コードからご確認ください。



労働安全衛生法に基づく歯科健康診断（歯科特殊健診）とは？

歯科特殊健康診断は、むし歯や歯周病などの管理を行う健診（一般的な歯科健診）ではありません。

事業場、業務、有害物質などの非個人的要因が深くかかわる健康問題について診査、診断する健康診断です。（労働衛生管理）

歯科特殊健康診断では、その症状が業務に起因するものか否かを鑑別し管理します。さらに、その結果を作業環境や作業方法の改善につなげるようにしています。

（作業環境管理、作業管理）

対象となる労働者は？

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

※ 例）メッキ工場、バッテリー製造工場、化学工業、窯業・土石製品製造業、非金属製造業等に多く見られます。

実施時期は？ 健診票の保存は？ 罰則は？

対象業務に常時従事する労働者に対し、その新規雇入れ（対象業務へ雇入れ）の際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後6ヶ月以内ごとに1回実施しなければなりません。（安衛則第48条）

従業員数に関係なく、事業者は健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）また事業者は遅滞なく、安衛則様式第6号の2（定期健康診断結果報告）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

また労働安全衛生法第120条により50万円以下の罰金が定められています。

令和4年10月1日より